平成24年度 第17回 青梅市教育委員会臨時会会議録

日 時 平成25年2月14日(木)午後1時30分

場 所 青梅市役所3階教育委員会会議室

第17回青梅市教育委員会(臨時会)議事日程

- 会 期 平成25年2月14日(木) 1日間
- 場 所 青梅市役所 3 階教育委員会会議室
- 1 委員長開会および開議宣言
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 報告事項
 - (1) 教育長報告
- 4 協議事項
- 5 議案第24号 校長転任の内申について
 - 議案第25号 校長任命の内申について
 - 議案第26号 副校長転任の内申について
 - 議案第27号 副校長任命の内申について
 - 議案第28号 平成25年度青梅市教育委員会の基本方針について【追加議案】
- 6 委員長閉議および閉会宣言

教育長報告 (再掲)

1 通学路における緊急合同点検について(総務課)

協議事項(再掲)

1 平成25年度青梅市教育委員会の教育目標および基本方針(案)について【継続審査】(総 務課) 出席委員 教育委員会委員長 小 野 具 彦 教育委員会委員 岡 本 昌 己 教育委員会委員 中 村 洋 介

教育委員会委員 手塚幸子

教育委員会委員 畑 中 茂 雄

出席説明員 教育長(再掲) 畑 中 茂 雄

教 育 柳内秀樹 部 長 務 課 長 総 宇津木 博 宣 施設 晃 課 長 村木 指 導 室 長 野村友彦

教育指導担当主幹 中嶋 建一郎

給食センター所長 朱 通 智

社会教育課長 武藤裕代文 化課長 石川裕之

中央図書館管理課長 星 野 和 弘

書 記 総務課庶務係長 永澤雅文

総務課庶務係 松井 慎治

午後1時30分開会

日程第1 委員長開会および開議宣言

【委員長】 本日の臨時会には、委員5名が出席しておりますので本会議は成立いたしました。 これより、平成24年度第17回青梅市教育委員会臨時会を開会いたします。

日程第2 会議録署名委員の指名

【委員長】 本日の会議録の署名委員には、○○委員を指名いたします。

【委員】 はい、わかりました。

本日の会議を開きます。

日程第3 報告事項

(1)教育長報告

1 通学路における緊急合同点検について(総務課)

【委員長】 それでは、教育長報告から始めます。報告事項1、通学路における緊急合同点検について、説明をお願いいたします。

【総務課長】 それでは、通学路における緊急合同点検についてご説明いたします。

お手元の報告資料1をご覧いただきたいと存じます。

まず、経過でございますが、この通学路の緊急合同点検は、平成24年4月以降、全国で相次いだ登下校中の児童等の列に車が突っ込み、多数の死傷者が発生した事故を受けて、平成24年5月末に国土交通省、文部科学省、警視庁が全国一斉の通学路の緊急合同点検の実施を行うこととしたものであります。

この緊急合同点検は、全国一斉に、教育委員会、小学校、小学校PTA、道路管理者、警察署により行うこととされ、青梅市教育委員会に対しましては平成24年6月1日付で東京都教育委員会から、「通学路の交通安全の確保の徹底について」の通知が届き、関係機関が協力し、8末までに実施することとされたものであります。

点検につきましては、第1段階として、学校とPTAによる危険個所の抽出が7月25日までに実施され、その後、抽出した危険箇所を関係機関が調査を行い、東京都への点検・対応状況の報告、第1回目を8月末に行いました。その後、11月末に第2回目の点検・対応状況の報告を東京都に行いました。現在は、対策の実施と検討、ならびに点検結果の公表についての対応が求められている状況であります。

なお、対策につきましては、道路管理者及び警察が担当するものでございます。

公表につきましては市町村単位とされ、青梅市は建設部土木課が中心となり対応するものでございます。また、公表方法につきましては、記者発表、市の広報やホームページへの掲載、学校関係者への配布などの方法が示されております。

次に、2の青梅市の対応としましては、上記の経過の補足となりますが、教育委員会が合同点

検のコーディネーターとなり、平成24年6月27日、関係機関(警察署、東京都および青梅市 の道路管理者、生活安全課、教育委員会総務課)による緊急合同点検の実施について協議を行い ました。

その協議の結果、一部の学校については関係機関による合同点検が可能であったものの、学校、PTA、関係機関のすべてがそろった合同点検を全小学校で行うことは、日程的に困難であったため、8月中に各関係機関がそれぞれ現地調査を行うこととしました。各学校から提出された危険箇所につきましては、7月30日に関係機関に連絡してございます。

同年9月24日、関係機関による対応策等の検討を行い、以後、各関係機関との調整を図り、 10月24日に現状を踏まえた検討結果を小学校に報告しております。また、上段の経過にも記載しましたが、11月30日に点検・対応状況を東京都へ報告しております。

なお、この点検・対応状況につきましては、道路管理者等もそれぞれ都へ報告しております。 裏面の点検の結果でございますが、小学校16校から提出され、都へ報告した総件数は73件 でございます。総件数73件の対応状況でございますが、すでに対応した件数として13件、内 容としては白線の引き直し、取り締まり強化、ミラーの設置や調整等でございます。今後対応予 定として決定しているものが5件、内容としては路側帯のカラー舗装、通学路の路面表示、取り 締まり強化でございます。次の検討件数が46件、これは道路の拡幅、ガードレールの設置、歩 道の拡幅、カラー舗装、信号機の設置、横断歩道の設置等でございます。また、対応しない件数 9件、この内容でございますが、ミラーの設置の要望がございましたが、道路管理者等が検討し た結果、すでに歩道が完備している部分で、歩行者の安全がすでに図られているということで対 応しないというもの、また速度制限の強化等の要望に対して、幹線道路であり現在40キロの速 度規制は変更できないというような対応であるため、対応しない件数に含まれております。

4の今後の対応としましては、道路の拡幅、ガードレールの設置、歩道の拡張等、地域の理解 や物理的に現状困難なものについては、中長期的な検討課題とし、カラー舗装、路側帯等の路面 表示や看板設置等により安全確保に努めていくこととしております。

また、警察においても、取り締まり強化や信号機、横断歩道の設置等、対策に向け努力していただくこととなっております。

国土交通省からの通知にもとづく危険個所の公開等については、関係機関で協議し、公開の方法等を含め検討中であります。

具体的な対策につきましては、道路管理者および警察署の対応となるものであり、教育委員会 としましては、これらの関係機関と情報を共有するとともに、対策の具体化や早期実現を要望し てまいります。

なお、ご説明申し上げました内容につきましては、ハード面が中心であり、教育委員会としましても、児童・生徒への安全指導、また保護者や市民への呼びかけ等も重要なことであると考え、 今後警察署や交通安全協会等々と連携し、また指導や助言をいただきながら、呼びかけや講習等のソフト面での対応も進めてまいります。 説明は以上でございます。

【委員長】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見等ございますか。

【委員】 交通安全協会の会長という立場からお話させていただきますと、実際に街頭に立って 歩行者の方の誘導活動をするというのは、警察官が第一義で、それから交通安全協会がボランテ ィアとして活動しているんですが、じゃあそれを毎日やれといわれると、皆さん仕事を持ってや っていらっしゃるので難しいんですね。今警察としては、毎月10日を交通安全日と定めて、そ こで街頭活動をやっているというのが一つと、それから春と秋に交通安全運動というのを10日 間ずつ設けてやらせていただいています。さっき○○先生とお話をしていたんですが、その中で 確かに今まで交通安全運動でテントを張って街頭活動をするというのは、ほぼ決まった交差点で やっているんですね。テントが近いところじゃないと休憩に行けないという部分もあるんですけ れども。ただ、今回このようなニーズを点検した中で、全部やるのは難しいんですけれども、例 えば各学校周辺の地域の中で、ここをやってくれないかというようなご要望があったら、上げて いただいたら、こちらで検討させていただくことができるかなと。実をいうと、毎日の登下校に ついては、私もいろいろなところを拝見していると、PTAの皆さんが結構やられているという ところがあるんですね。例えば放課後じゃないんですけど、公園からピュッと飛び出して危ない 場所とか、何かそういう気になる箇所があったら。私なんかちょっと見て、例えば新町の新田山 公園の南側は、意外とボールが転がって、追いかけて出てくる子がいたりするんですね。車で走 っていると、ウッと思ったりすることがある。何かそういうところが、学校側、PTAさん側か ら見てもしありましたら教えていただければ、生活安全課の方と相談いたしますので、よろしく お願いします。

実をいうと、25日に交通安全対策審議会がございまして、4月6日からが春の活動なんです。 ですから、早くやれればそこで対応できますので、もしありましたら何とぞお願いいたします。

【委員】 これを見て初めてわかったことだったんですけれども、私の家の近くに、道路の端っこをコンクリートで舗装したところがあるんです。ここ1~2週間前。地主さんがやっているんだと私は思っていましたら、昨日帰ったら、ガードレールがバーッとつながっていて、子どもたちが崖から落ちないようになっている。昨日の時点では地主さんがやったのかな、それとも市がやったのかなとわからなかったんですが、これを見て初めてわかりました。

それで感じたことは、こんな細かい道路まで点検したんだなと、改めて思いました。一小学区なんですけれども、地域の皆さんの協力を得て、車とかだけではなくて、そういう道路のつくりというか、立地条件の中での危険個所を含めてやられたんじゃないかなと思って、大変丁寧に対応されて、よかったなと思います。10月24日以降に、何か交通事故が学校の方であったのかとか、その辺またわかればぜひ教えていただきたいなと思います。

【委員】 通学路ということで、自分でもあそこが危ない、ここが危ないというのはわかっていて、ほかの保護者の方たちも、あそこ広くならないかしらとかいう声を日ごろ聞いていまして、

ただそれは簡単には動かせないものですよというようなことも耳には入っています。子どもを守るという観点では、教育委員会が主導じゃないとなかなか動けないかと思うので、これから検討するところや対応予定のところを、なるべく実現していただけるよう後押しといいますか、計画でしたり、市の道路管理の方にプッシュを続けていただきたいなと思います。

【委員長】 よろしいですか。それでは報告として承ったということにさせていただきます。

【その他】

【委員長】 その他何かありますか。

【指導室長】 指導室の方から一点、口頭でございますが、ご報告をさせていただきたい件がご ざいますので、よろしくお願いいたします。

教育委員の皆様にはすでにご存じのとおり、大阪市で発生いたしました教員による体罰によりまして生徒が自殺をするという痛ましい事故がございました。その事故を受けまして、文部科学省および東京都教育委員会は、実態の調査を始めるということで、先般青梅市の方にも依頼文の通知が来ましたので、それにつきまして、簡単ではございますがご報告をさせていただきます。

まず、1月29日でございますが、中学校の校長を臨時に集めまして、臨時校長会を開催いたしまして、中学校における暴力による体罰の実態把握について調査依頼をしたところでございます。調査の方法といたしましては、全教員に対して校長からの聞き取り調査、これが1点でございます。2点目は、生徒全員に対しての学級担任による質問紙による調査です。今、鋭意各学校で調査に取り組んでいるところでございまして、結果は2月末で調査を締め切りまして、3月1日に報告をいただくことになっております。

続きまして小学校ですが、中学校より若干後に、都教委の方から指示がまいりまして、そちらの内容を受けまして、小学校の方も調査を今しているところでございます。小学校につきましては、先週の2月8日、定例の校長会の後、小学校の校長のみを集めまして、内容についてご説明をさせていただきました。調査の内容といたしましては、中学校とほぼ変わりませんで、全教員を対象にした校長からの聞き取り調査、それから子どもたちに対しての質問紙調査ということでございます。

なお、小学校につきましては、体罰という事案、言葉につきましては非常に難しいところがございます。そこを暴力というような形に言葉を置き換えまして、大人による暴力、それから子どもたちによる暴力というのもありますので、そういうようなことをまず校長先生から全体にわかりやすく話していただいた後に、それを受けまして学級担任の先生からさらに学年の発達段階に応じた言葉に置き換えていただいて、子どもたちに今調査をしているところでございます。

中身といたしましては、もちろん今いった暴力による負の部分はあるんですけれども、逆にクラスがこういうふうによくなってきたとか、僕はこんなことを頑張ったとか、そういうこともあわせて聞くような形での調査にさせていただいております。

こちらも2月末の締め切りということで、3月1日に調査報告を各学校からいただくことにな

ってございます。

今回の大阪のような、継続的でかなり暴力も度を越しているようなものにつきましては、東京都教育委員会で協議の上、教員に対してまた指導をしていかなければならない事態が発生するかもしれませんけれども、現在のところ、そういうことは私どもの方には入ってきていないところでございます。

以上でございます。

【委員長】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見等ございますか。

【委員】 2月末が締め切りということですが、もうすでに提出されている学校は何校ぐらいあるんでしょう。

【指導室長】 現在のところ、まだ1校も、正式な提出ということでは、ございません。

【委員】 生徒や児童への聞き取りに関しては、クラス単位ということですが、言いにくい状態ではなく言えるのかというのがちょっと気になったんです。例えば、担任の先生がたまたま部活の先生で言いづらいとか、そこら辺の配慮みたいなものはどんな感じなんでしょうか。

【指導室長】 その点はアンケート調査するところで非常に懸念されるところですので、中学校の校長会におかれましては、部活の顧問と担任が一緒の場合は配慮をするようにということとともに、そういうふうな生徒がいれば、個別に別の先生ないしは管理職が生徒さんに対して聞き取るようにというふうに指示をしたところでございます。

【委員長】 もし深刻な事態のものがあるとすれば、すでにもう入っていなければおかしいです よね。そういう意味では、調査の結果を待つということになると思います。

【委員】 児童・生徒の聞き取りが行われることについて、家庭の保護者の方には連絡はいっているんでしょうか。

【指導室長】 中学校の方では、口頭で子どもたちの方からご家庭にというふうな形になると思います。正式にこういう調査をいたしますという形では流しておりません。小学校につきましては、子どもだけでは判断ができない場合もございますので、各学校、大体同じような文面で、「保護者の皆様に」ということで、いわゆる暴力を根絶するというような内容のお手紙を、この調査とあわせて各ご家庭に配布するように指示をしております。

【委員長】 報告事項は以上で終了いたします。

日程第4 協議事項

1 平成25年度青梅市教育委員会の教育目標および基本方針(案)について【継続審査】(総務 課)

【委員長】 次に、協議事項に移ります。平成25年2月7日に開催いたしました第16回定例 会で継続審査となっておりました、協議事項1平成25年度青梅市教育委員会の教育目標および 基本方針(案)について、を議題といたします。

前回の定例会で基本方針をご協議いただきました中で、教育委員会事務局から、内容を再度精査し、次回の委員会で修正案をご提案し、再度ご協議願いたいとのことでありました。

それでは、修正内容を含めまして、説明をお願いいたします。

【総務課長】 それでは、お手元の協議資料1にもとづきまして、平成25年度青梅市教育委員会の教育目標および基本方針につきましてご説明させていただきます。

この内容につきましては、平成24年度の課題や全国的に対応を求められている事項など、教育委員会事務局におきまして内容を精査し、方針として定めるべき内容を再検討しました結果、本日、協議事項として改めてお示しさせていただくものでございます。前回の説明と重なる部分もございますが、ご説明させていただきます。

教育委員会におきましては、毎年この時期に次年度の青梅市教育委員会の教育目標ならびに青梅市教育委員会の基本方針をお定めいただき、そしてその後に「青梅市教育委員会の教育施策の概要」という冊子にまとめまして、これをもとにそれぞれの教育施策を実施するという形をとっております。

青梅市教育委員会の教育目標につきましては、特に変更させていただくところはございません。次に、平成25年度青梅市教育委員会の基本方針(案)につきましてご説明いたします。新旧対照表でご説明させていただきますので、恐縮でございますが、10ページの後にございますA4横版の青梅市教育委員会の基本方針(案)新旧対照表をご覧いただきたいと存じます。平成24年度が右側、平成25年度に改めようとするものが左側という形になっております。

平成25年度青梅市教育委員会の基本方針は、基本方針1から基本方針5までにわたっております。

初めに、「基本方針1 『人権尊重の精神』と『社会貢献の精神』の育成」でありますが、この基本方針の内容に変更はございません。

1の「人権教育の推進」から、おめくりいただきまして2ページ5の「地域に根ざした教育の 充実」までの各項目につきましては、内容に変更はございません。

6の「健全育成の推進」につきましては、いじめ問題への適切な対応が強く求められていることから、平成25年度は、7「いじめ、不登校問題への対応」を新たに一つの項目として設け、「いじめの根絶、不登校問題の解消に向けて、家庭・学校・地域および行政と関係諸機関の連携をより一層推進し、早期発見、早期解決を図る」こととしました。なお、今後、教育施策の概要の中で、具体的、重点的な取り組みについてお示ししてまいります。

次に、3ページをご覧願います。「基本方針2 『豊かな個性』と『創造力』の伸長」についてでありますが、この基本方針の内容に変更はございません。

内容につきましては、25年度は、初めに1「学力の向上」として、「学力の実態把握に努め、 学習指導の改善を図るとともに、わかる授業・魅力ある授業を通して、児童・生徒の学習意欲を 高め、家庭学習の援助の手立てを工夫し、学力の向上を図る。さらに、コミュニケーション能力 の育成や言語感覚の育成のため、言語力の向上を目指す」とさせていただきました。 「個を伸ばす指導の充実」および「健康・体力づくりの推進」につきましては、項目の番号がずれますが、内容に変更はありません。

4ページの右側、24年度にありました赤文字の「国語力の向上」につきましては、25年度では削除しましたが、内容につきましては、先ほどの1「学力の向上」の中に引き継がれております。

4ページ中段以降の4「国際理解教育の推進」から、6「キャリア教育の充実」までは変更ございません。

5ページ7「特別支援教育の円滑な実施」につきましては、「青梅市特別支援教育実施計画第 三次計画にもとづいて」の後の青文字の部分でございますが、「特別支援学級の整備を検討する とともに」の文言を加えようとするものであります。

- 8「教育相談体制の充実」は変更ございません。
- 9「小・中学校一貫教育の推進」につきましては、24年度の「『青梅市小・中学校一貫教育 推進委員会まとめ』にもとづく」としていた部分を、「各中学校区の特色を生かした」という文 言に変更しようとするものであります。
- 10「小規模特別認定校制度導入に伴う教育の推進」につきましては、大きな内容の変化はありませんが、制度が定着してきていることから、文言の整理を行うものであります。

おめくりいただきまして、6ページをお開き願います。「基本方針3 生涯学習の推進と社会教育の充実」でありますが、この基本方針の内容に変更はございません。

6ページの内容に大きな変更はありませんが、1「生涯学習の推進」の中で、25年度は、「関連機関との連携を密にして」の前に、「大学等」の文言を加えております。

7ページの4「家庭教育への支援」から、6「学校開放の推進」までの各項目に内容の変更は ございません。

7ページの最後の7「社会教育施設の環境整備」につきましては、25年度は新たに「新しい 社会教育施設のあり方について検討する」の文言を加えております。

おめくりいただきまして、8ページをお開き願います。「基本方針4 文化・芸術の振興」でありますが、この基本方針の内容に変更はございません。

項目の1「文化財の保護・普及」および2「芸術活動の振興」につきましては変更ございませんが、3「文化施設の環境整備」につきましては、25年度は「文化施設が連携するとともに」の文言を加えております。

8ページの一番下、4「読書活動の推進」につきましては、最後の部分に、「また、図書館管理運営体制の見直しなど、今後の青梅市図書館のあり方を検討する」の文言を加えさせていただいております。

次に、9ページをお願いいたします。「基本方針5 『市民の教育参加の促進』と『主体的な 教育行政の推進』」でありますが、この基本方針の内容に変更はございません。

1 「将来を見通した教育施策の推進」から、3 「特色ある学校づくりの推進」までは変更ござ

いません。

10ページをご覧いただきたいと存じます。通学路の合同点検につきましては、先ほどご説明させていただきましたが、1「安全・安心な学校づくりの推進」では、「通学路の安全確保対策を推進していく」の文言を加えております。

次の、5「学校給食の充実」では、食育の推進を図るため、「栄養教諭と連携して」の文言を加えるほか、「給食費の未納対策についても各学校と連携し推進していく」もあわせて加えようとするものでございます。

11ページをご覧いただきたいと存じます。8「教職員の服務規律の確保」につきましては、 25年度において、「服務事故防止」の前に、「体罰等」の文言を加えようとするものであります。

9「学校施設の安全対策等の推進」につきましては、校舎等の耐震補強工事が平成24年度で終了することから、文言の整理を行い、ページの右側の24年度の部分から赤文字の部分を削除しようとするほか、25年度では「老朽化対策および非構造部材の耐震対策等により教育環境の整備を図る」としようとするものであります。

また、10「教育委員会の機能の充実」として、24年度の事務事業の点検評価に関する記述を改め、25年度につきましては青文字の部分の「取組内容や結果について、速やかで積極的な情報発信を行うとともに、市民の意見や要望に耳を傾け」の文言、および「主体的な活動とともに」の文言を加え、より開かれた教育行政を推進しようとするものであります。

説明は以上でございます。なお、より具体的、重点的な取り組みにつきましては、今後教育施 策の概要の中でお示ししてまいります。

内容が多岐にわたるものでございますが、よろしくご協議の上、ご承認賜わりますようお願い 申し上げます。

【委員長】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見等ございますか。

【委員】 短い時間でいろいろとまた点検をしていただきまして、ありがとうございました。

一つは、東京都教育委員会でもこの時期に教育目標、基本方針が出されますけれども、東京都 の方では特に青梅市の基本方針上に反映させるべき改善とか、その辺があったかどうかを伺いた いと思います。

2点目は、前回のときに幾つかいわせていただいた中で、学力について力を入れるべきではないかという指摘をさせていただいて、きちんと入れていただいて、感謝申し上げます。

「国語力の向上」がすっぽりと削除されていて、基本方針2の1「学力の向上」に加味されたということは理解できるんですが、完全に「国語」という言葉をとっていいのかどうかというのが、ちょっと難しいのかなと思ったんです。なぜかといいますと、この「国語力」というのは、文化審議会の表記の中に平成16年に入って、それが中教審の方で平成19年に「各教科等における言語活動の充実」という言葉に言い換えたということになっていますので、国語力については最初にいわれた時代から9年たっているので、ここに柱として出す必要はないのかなというふ

うに私は思っていますけれども、学力のところに「各教科等における言語活動の充実」という言葉に近い言葉がもう少し明確に入っていいのかなというのが、正直なところです。「学力の向上」の最後のところに、「言語力の向上を目指す」という言葉があります。たぶんこれ1行に全部含まれているというふうに読み取ればいいと思うんですけれども、例えば言語力という言葉自体が、言語に関する能力とか言語能力というふうにいわれていますので、言語力言い切っているのがちょっと引っかかったのと、例えばこれまでの「国語力の向上」というところの内容とすれば、最後の「言語感覚の育成のため」の後に、「国語力の育成を目指し、各教科等における言語活動を一層充実させる」とか、何かもう少し丁寧な一言があった方がいいかなというふうに、私は個人的には思いました。「国語力」を完全に削ってしまったわけですから、やはりそれを少し補った形で、「学力の向上」に足していただけるといいかなと思います。ただそうすると文章が長くなるので、ちょっと難しいなというのはあるんですが、それは承知した上でいっておりますので、ちょっとお酌み取りいただければと思います。それが2点目です。

あとは、大変すばらしいなと思ったのが、文化施設のところで、「文化施設が連携するとともに」という言葉が一言入ったので、大変有意義なことじゃないかなと思います。縦長の資料の7ページ、基本方針の4の3「文化施設の環境整備」のところで、「文化施設が連携するとともに」とありますが、大変意義が深いので、さらにこれを具体化する方向で進めていただけると、ありがたいなと思います。

縦長の資料の9ページ、10「教育委員会の機能の充実」のところで、青文字で2行、頭にありますが、「市民の意見や要望に耳を傾け」というのが、ちょっと基本方針としては少し具体的すぎないか、ちょっと丁寧すぎないかなと。「耳を傾け」という言葉が、もう少し違った表現ができないかなと。今、代案が出ないんですけれども、読んでいて、なぜここだけこのように具体的で丁寧なんだろうという印象をちょっと持ったということです。

長くなりましたが、3点申し上げました。

【指導室長】 「学力の向上」「国語力の向上」につきましてご指摘ありがとうございます。 1 点目と絡んでくるんですが、来年度の都の方針の中で、かなり打ち出してきているのは、実はこの言語力なんです。「言葉の力の再生」ということで、新しい猪瀬都知事が打ち出して、かなり言語に関係する研究に予算がついているところがございます。ですので、そこを受けまして、言語力を育てるのもやはり学力の向上につながるというところもあり、それから○○委員さんからお話をいただいたように、文章の長さというのもちょっと気になりましたので、国語力も含めて、都教委が打ち出しました「言葉の再生」の中の資料から「言語力」ということをいただいた次第でございます。それで、このような形でつくらせていただきました。

【文化課長】 ただいま○○委員さんからご指摘いただきました文化施設の環境整備について、「文化施設が連携するとともに」の一文を新たにつけ加えさせていただいたところでございます。こちらにつきましては、平成22年に市民会館、あるいは文化3館を総合しまして文化課が担当しております。また、昨年度から文化課3館の合同事業を実施している中、3館の回遊性を高め、

相互に連携できるようにさせていただいておりまして、25年度につきましても、このように連携をとらせていただければということで、一文を加えさせていただいたものでございます。ありがとうございます。

【総務課長】 ご指摘いただきました「教育委員会の機能の充実」の中の「市民の意見や要望に 耳を傾け」ということでございます。これに対応する具体的な内容としまして、中央図書館の事業にはなるんですが、青梅市子ども読書活動推進計画の策定の中で、パブリックコメントを実施する予定がございます。また、各事業のアンケート結果の一層の重視や活用、またホームページ内での工夫等も考えられるため、市民の皆さんの意見を伺う工夫、またその意見を重要視して施策を進めていくべきという我々の姿勢に思いを込めた言葉でございます。

【委員】 本当に短い時間でありがとうございました。大変よくなって、わかりやすくなって、 学習指導要領にある表現力というのは、こうあるべきだという感じだと思うんです。たぶん最初 にご検討いただいたときと、その後にご検討いただいたときで、少し方法論が変わったんじゃな いかなと。で、こういうふうによくなったんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひ来年 度以降も後者の方の方法論を継続していただけたらと思います。

【委員長】 ほかにございますか。

よろしいですか。協議事項ですので、お諮りいたします。

本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、平成25年度青梅市教育委員会の教育目標および基本方針(案)について、は承認されました。

【議案の追加】【議案審議順序の変更】

【委員長】 次に、議案審議でありますが、ただいま協議事項1が承認されたことに伴い、議案が1件追加されるとのことであります。

つきましては、本日の日程に、議案第28号平成25年度青梅市教育委員会の基本方針についてを追加し、議案としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認め、本日の日程に、議案第23号を追加し、議題といたします。

なお、先に提出されております、議案第24号から議案第27号までの4件の審議につきましては、議事の都合上、議案第28号の審議後に行います。

日程第5 議案審議

議案第28号 平成25年度青梅市教育委員会の基本方針について

【委員長】 それでは、議案第28号を議題といたします。平成25年度青梅市教育委員会の基本方針について、説明をお願いいたします。

【総務課長】 ただいま議題となりました議案第28号平成25年度青梅市教育委員会の基本方針につきましてご説明申し上げます。

本案は、平成25年度青梅市教育委員会の基本方針を定めるものでございます。

平成24年度の基本方針との変更点の内容につきましては、協議事項の中で先ほどご説明をさせていただいたとおりでございます。

よろしくご審議の上、ご決定賜わりますようお願い申し上げます。

【委員長】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見等ございますか。

【委員】 一つだけ、意見です。教育目標が平成17年に改定されていますので、いろいろな流れから考えていくと、そろそろ基本方針についても市としてさらに検討していくことが、今年1年の課題ではないかなと思います。当然、国あるいは東京都のご意見を伺いながらでありますけれども、今年1年かけてすばらしい教育目標をみんなで力を合わせてできればなと思っています。

【委員長】 ほかにございますか。

よろしいですか。それでは、これより採決いたします。

本件を原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、議案第28号平成25年度青梅市教育委員会の基本 方針について、は原案どおり可決されました。

議案第24号 校長転任の内申について

議案第25号 校長任命の内申について

議案第26号 副校長転任の内申について

議案第27号 副校長任命の内申について

【委員長】 次に、議案第24号校長転任の内申について、議案第25号校長任命の内申について、議案第26号副校長転任の内申について、および議案第27号副校長任命の内申についての4件を議題といたします。

この議案4件は、教育管理職人事案件でありますので、地方教育行政の組織及び運営に関する 法律第13条第6項および同条第7項の規定にもとづき、非公開としたいと思いますがご異議ご ざいませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、出席委員の3分の2以上の多数で議決しましたので、 非公開とすることに決定いたしました。ここで、関係する職員以外の方の退席を求めます。

【会議の非公開】

日程第6 委員長閉議および閉会宣言

【委員長】 ここから、会議を公開といたします。以上で、予定された案件についてはすべて終了いたしました。

その他何かありますか。

【総務課長】 特にありません。

【委員長】 以上で本日の日程は終了しましたので、閉会といたします。お疲れ様でした。

青梅市教育委員会会議規則第29条の規定により、ここに署名する。

青梅市教育委員会委員長

青梅市教育委員会委員